

平成24年度における全レセプトの平均手数料を 83.50円/件に引下げ

- 手数料体系は昭和63年度以来の抜本的な見直し -

支払基金が保険者の委託を受けて診療報酬の審査支払を実施するために必要な事務費については、保険者がレセプト件数を基準とする手数料で負担する仕組みとなっています。

平成24年度における審査支払業務の手数料に関しては、平成23年11月以降における支払基金と保険者団体との間での協議の結果を踏まえ、支払基金の収支予算に係る認可の権限を有する厚生労働省の了解を得ました。

1 保険者にとっての手数料負担の水準

平成24年度概算では、平成25年度中を目途とする医療事務電算システムの機器更新のための経費を確保する必要がある中でも、人件費及び物件費の両面にわたる総コストの削減に取り組むとともに、積立預金を計画的に取り崩すことにより、手数料水準の引下げを実現します。

具体的には、全レセプトの平均手数料を83.50円/件と設定します。これは、

平成23年度予算(85.50円/件)と比較して 2.3%
ピーク時の平成9年度決算(107.88円/件)と比較して
22.6%

四半世紀以上前の昭和61年度決算(82.69円/件)とおおむね同程度に相当する水準です。

2 レセプトの区分ごとの手数料負担の配分

かねてより、保険者団体は、レセプトの区分ごとのコストに応じた手数料の算定を求めてきました。

これを踏まえ、コストと手数料との対応関係を明確化するため、平成24年度より、昭和63年度以来の抜本的な手数料体系の見直しを実現します。

具体的には、平成24年度におけるレセプトの区分ごとのレセプト1件当たりの手数料を次のとおりとします。

【レセプトの区分ごとのレセプト1件当たりの手数料(平成24年度)】

レセプトの種類		保険者がレセプト又は連名簿を受け取る形態				
		オンライン分	電子媒体分	紙媒体分		紙レセプト
		電子レセプト・連名簿	電子レセプト・連名簿	電子レセプト	連名簿	
医科・ 歯科分	99.40	100.70	111.40	102.50 (103.80)	99.40	
調剤分	49.60	50.90	61.60	52.70 (54.00)	49.60	

(注)括弧内は、公費負担医療の実施機関が紙媒体でのみならず電子媒体でも連名簿の受取りを希望する場合に係るものである。

詳細については、[「平成24年度における審査支払業務の手数料」\(平成23年12月26日\)](#)を参照してください。

今後とも、支払基金では、より良いサービスをより安く提供してまいります。



社会保険診療報酬支払基金

—— 基本理念・私たちの使命 ——

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

< 本件に関するお問い合わせ >

社会保険診療報酬支払基金 広報室広報課 E-mail:honbu@ssk.or.jp

TEL 03-3591-7441 内線(751・753) FAX : 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>